

募集中

『屋内禁煙』や『敷地内禁煙』に取り組んで、

「受動喫煙防止宣言施設」

に登録しませんか！

受動喫煙防止宣言施設って何？

従業員の方や、お店を利用するお客様がたばこの煙にさらされることを防ぐために、屋内または敷地内の「禁煙」に取り組むことを宣言していただいた施設・事業所です。

宣言いただいた施設・事業所には、登録書を交付するほか、施設・事業所名をホームページ等で紹介します。

秋田県内の施設・事業所へ
受動喫煙防止宣言施設
登録書

施設・事業所名	〒000-0000
代表者名	代表者名
代表者職	代表者職
登録区分	屋内禁煙施設 □ 敷地内禁煙施設 □

※この施設が「受動喫煙防止宣言施設」として登録します。

秋田県知事
〇〇市長
秋田県健康福祉部健康推進課長
支店長

対象施設 及び 登録区分

- 「秋田県内に所在する民間施設・事業所」が対象となります。
※官公庁施設、小、中、高等学校、児童福祉施設等を除く
- 「屋内禁煙施設」または「敷地内禁煙施設」として登録いただけますが、施設の種類によって、登録できる区分が異なりますので御注意ください。

屋内禁煙施設



要件

屋内に喫煙可能な場所を設置しないこと

※時間帯で禁煙・喫煙可を区分することはできません

敷地内禁煙施設



要件

敷地内に喫煙可能な場所を設置しないこと

※時間帯で禁煙・喫煙可を区分することはできません
※屋外に喫煙可能な場所を設置できません

お申込み
お問い合わせ

全国健康保険協会秋田支部(協会けんぽ秋田支部)

TEL 018-883-1893 FAX 018-883-1451

秋田県 健康福祉部 健康づくり推進課

TEL 018-860-1428 FAX 018-860-3821



めざせ健康寿命日本一！

FAX送信票

提出先1

申請者が全国健康保険協会(協会けんぽ)に
加入している場合
→ 全国健康保険協会秋田支部(協会けんぽ秋田支部)

FAX 018-883-1451

電話番号 018-883-1893

所在地 〒010-8507

秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階

※FAXの他、郵送、持参でも申請できます。

提出先2

県に提出する場合

→ 秋田県健康づくり推進課

FAX 018-860-3825

電話番号 018-860-1429

所在地 〒010-8507

秋田市山王4-1-1

M a i l kenkou@pref.akita.lg.jp

※FAXの他、郵送、メール、持参でも申請できます。

施設・事業所名			
所在地	〒 -		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
ホームページアドレス			
担当部署		担当者氏名	
区分 及び 種別	☐ 屋内禁煙施設（屋内に喫煙可能な場所を定めない）		
	☐事業所（事務所） ☐飲食店 ☐宿泊施設（ホテル・旅館） ☐体育館 ☐屋外競技場 ☐劇場 ☐観覧場 ☐遊技場 ☐娯楽施設 ☐集会場 ☐展示場 ☐美術館 ☐博物館 ☐百貨店 ☐商店 ☐金融機関 ☐社会福祉施設（児童福祉施設を除く） ☐その他（ ）		
	☐ 敷地内禁煙施設（敷地内に喫煙可能な場所を定めない）		
	☐大学・専修学校等 ☐医療機関（病院・診療所・歯科診療所） ☐薬局 ☐介護老人保健施設 ☐施術所 ☐駅・空港 ☐フェリー、バスターミナル等 ☐事業所（事務所） ☐飲食店 ☐宿泊施設（ホテル・旅館） ☐体育館 ☐屋外競技場 ☐劇場 ☐観覧場 ☐遊技場 ☐娯楽施設 ☐集会場 ☐展示場 ☐美術館 ☐博物館 ☐百貨店 ☐商店 ☐金融機関 ☐社会福祉施設（児童福祉施設を除く） ☐その他（ ）		
協会けんぽ秋田支部 加入状況	☐ 加入している（協会けんぽ健康保険証の記号： ） ☐ 加入していない （注）協会けんぽ健康保険証の記号は7～8桁の数字です。		
☐ 本社・本店等のみでなく支店等も含め、一括で申請する。（該当する場合は、下記に施設・事業所数を記入してください。）			
申請施設 事業所数	箇所（本社・支店等を含む） （注）2箇所以上の施設を申請する場合は、別紙で施設名簿を添付してください。		

※該当する□の箇所にレ点を入れてください。

上記のとおり申請します。

年 月 日

施設・事業所名

管理者氏名

秋田県知事 あて

備考：※の欄は記入しないでください。

受付機関名称	※	受付年月日	※	年	月	日
--------	---	-------	---	---	---	---